

# 資料Ⅱ



## 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

### （目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

### （基本理念）

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

### （国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### （地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### （事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

### （保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

### （関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

## ○国東市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第2条の基本理念にのっとり、国東市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、国東市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、推進計画の策定のために必要な事項を協議する。

(委員の構成)

第3条 策定委員会は、委員15名以内をもって構成し、次の各号に掲げるもののうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子ども読書推進活動団体関係者
- (3) 保護者代表
- (4) 学校教育関係者
- (5) 幼児教育関係者
- (6) 図書館関係者
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、推進計画策定までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の中から互選する。

- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことはできない。
- 3 策定委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償)

第7条 策定委員会の委員が会議に出席したときは、予算の範囲内において報償金を支給する。

(事務局)

第8条 策定委員会の事務局は、国東市くにさき図書館に置く。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

## 第2次「国東市子ども読書活動推進計画」策定委員

番号	職名	氏名	出身団体等	備考
1	委員長	橋永 久美子	社会教育委員	学識経験者
2	副委員長	糸永 光	図書館協議会委員	学識経験者
3	委員	福田 勝子	読書ボランティア「おはなしどーなっつ」	子ども読書推進 活動団体関係者
4	委員	木付 弘子	読書ボランティア「親子読書トトロの会」	子ども読書推進 活動団体関係者
5	委員	引地 敏之	教育委員、PTA	保護者代表
6	委員	安部 詠子	国東小図書担当教諭	学校教育関係者
7	委員	郷司 裕美	熊毛幼稚園（教諭）	幼児教育関係者
8	委員	田吹 文人	福祉課長	福祉課
9	委員	財前 真美	安岐中央こども園  （主幹保育教諭）	幼児教育関係者
10	委員	都留 志津	学校司書	図書館関係者

## 国東市子ども読書活動推進計画

---

発行日 平成30年 4月

発行 国東市教育委員会

編集 第2次「国東市子ども読書活動推進計画」策定委員会  
〒873-0503 大分県国東市国東町鶴川160番地2  
TEL 0978-72-3500  
Mail [kunisaki-lib@oct-net.ne.jp](mailto:kunisaki-lib@oct-net.ne.jp)